

その他

基準1から18までに該当しないものについて、具体的にその用途、規模、位置等を総合的に勘案し、周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められるものであって、公共公益性が高い等の理由により、特に市長がやむをえないと認めたもの。